

文学

神学

工学

国語国文学

英語・英米文学

独語・独文学

仏語・仏文学

中国語・中国文学

ロシア語・ロシア文学

歴史学

哲学

心理学

宗教学

経営学

経済学

商学

社会学

社会学

社会福祉学

機械工学

電気電子工学

情報工学

応用化学

生物工学

材料工学

土木工学

建築学

社会システム工学

教育学

社会科学

法学

政治学

専門学校・短期大学・高等専門学校・高等学校等専攻科を卒業したら

学士をめざそう！

専門性をカタチに



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

28分野の学士 からあなたの専門にあったものを選べます

理学

数学・情報系

物理学・地学系

化学系

生物学系

総合理学

看護学

栄養学

薬科学

家政学

教養・学芸

比較文化

地域研究

国際関係

科学技術研究

農学

口腔保健学

口腔保健衛生学

口腔保健技工学

商船学

水産学

芸術学

音楽

美術

演劇

芸術工学

検査技術科学

臨床工学

放射線技術科学

理学療法学

作業療法学

言語聴覚障害学

視能矯正学

保健衛生学

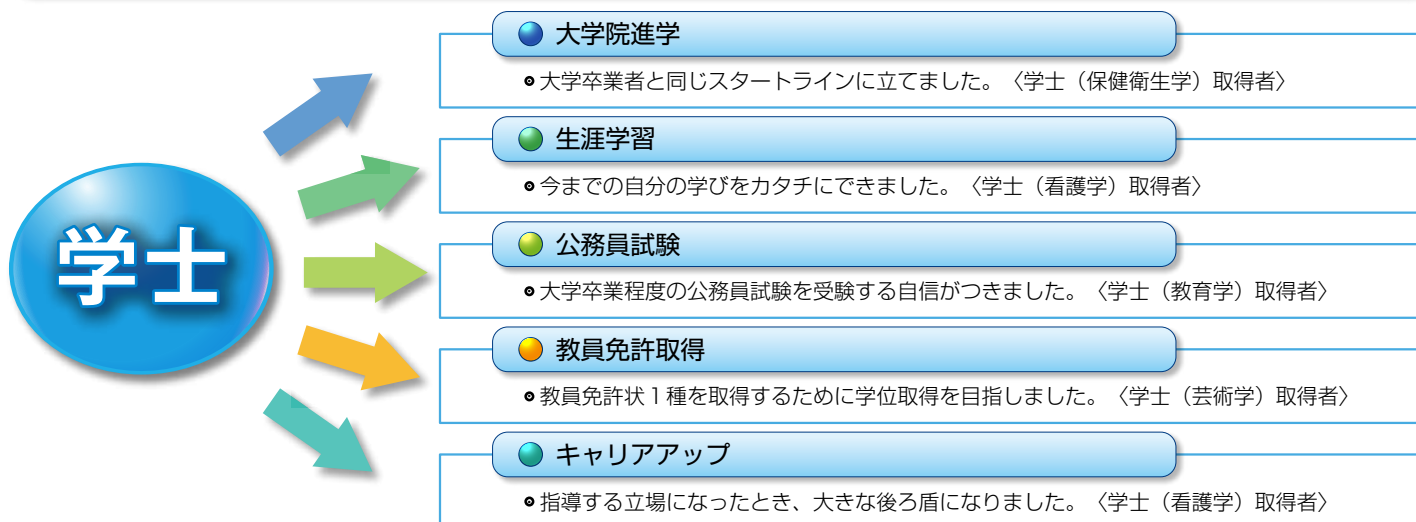
体育学

鍼灸学

柔道整復学

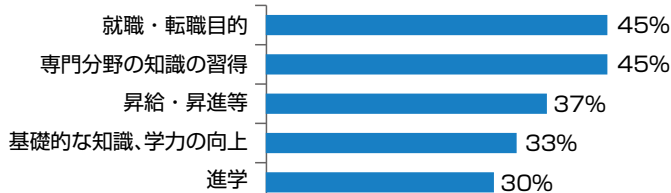
学士の学位取得で大きく広がる選択肢

毎年2,500人程度※の方がこの制度で学士の学位を取得しています。



申請の動機

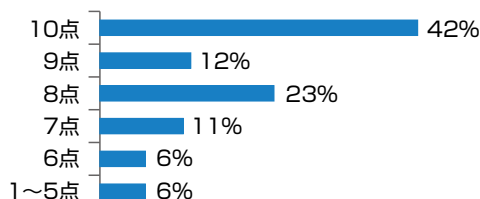
平成25年度4月期～平成29年度4月期
アンケートデータより



※平成27年度から設けられた、機構が大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込者に対する学士の学位授与の特例制度に基づく学位取得者数を含む。

学士取得の満足度(10点満点中)

平成25年度4月期～
平成29年度4月期
アンケートデータより



学士取得者からのメッセージ

学士をめざす一歩を踏み出そう！

〈学士（保健衛生学）〉

理学療法士を目指し、専門学校に進学した時は、専門的に勉強もでき、実習も多いので、大学を選ぶ気持ちはまったくありませんでした。しかし、最近、理学療法士は学士を取得して就職してくる人が増えてきており、大学で学ぶ機会も増えています。

就職してから、様々な形で学位を取得する道を考えていましたが、金銭面、日々の仕事などの問題で実現できませんでした。今回、機構の学位授与制度を知り、学士を取得できて本当に良かったです。

もっと多くの専門学校卒業者に、この制度を利用して学士を取得してほしいと思います。そして、大学進学をあきらめた人でも、社会人になってからあきらめずに学力向上の道があることを次の方にも伝えたいと思います。



目標達成！！

〈学士（工学）〉

この制度を知ってから、学士の学位を取得することが私のひとつの目標だったので、学位が取得できてとてもうれしいです。

学修成果レポートを提出するときは緊張しました。レポートを作成するためにいろいろと試したり、多くのことを行い、さまざまなことを学ぶことができたと思います。苦労して書き上げた分、自分にとって価値のあるレポートが作成できました。

私はこれから就職する予定ですが、学士の学位をひとつの糧として、これからも学び続けることを忘れずに、自分をさらに成長させていきたいと考えています。



価値ある学修

〈学士（文学）〉

私は、知識の向上のために学位授与制度を利用したかったので、なるべくたくさんの授業を履修して単位を修得しました。

学修成果の作成の過程では、私がとりあげた作家が生前多く滞っていた土地を実際に訪れたことで、自信を持ってレポートを作成することができました。小論文試験に臨んで、自分の至らなさを痛感しましたが、「できることは全てやった」というのが正直な感想です。あきらめずに解答することができて本当に良かったと思います。

学位の取得で、今までの学修や研究が価値あるものになってとてもうれしかったです。



学士取得までのプロセス



修得単位

申請する専攻の区分の基準を満たすように単位を修得する必要があります。

* 大学等で修得する単位とは

- 大学の科目等履修生等
- 短期大学専攻科 ※
- 高等専門学校専攻科 ※
- 大学の専攻科

で修得した単位を指します。

※ 当機構が認定する専攻科



※ 平成29年度から、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状が授与されることとなりました。

すべての審査に
合格すれば

学士取得※

学修成果

申請する専攻の区分に即したテーマ（課題）についてのレポートを提出します。

* 専攻の区分「音楽」・「美術」・「演劇」の申請者はレポート以外の学修成果（演奏を収録したDVD、作品など）を提出することができます。

試験（小論文または面接）

学修成果が学力として定着しているか、申請した専攻の区分において学士の水準の学力を有しているかをみるために、提出した学修成果に関連する事項について、小論文形式の試験を受ける必要があります。

* 「音楽」・「美術」・「演劇」の専攻の区分において、レポート以外の学修成果を提出した場合は面接試験を受けることとなります。

興味を持ったなら…

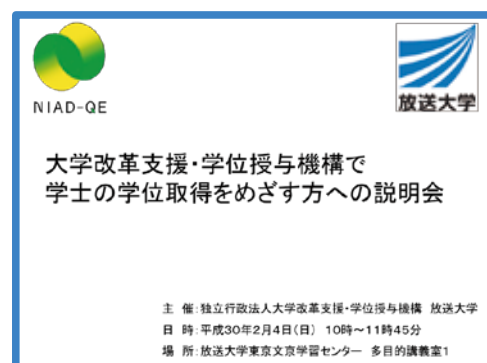
機構では、学士の学位取得をめざす方を対象とした説明会を開催しています。当日は個別相談会も実施しております。詳細は開催が決まり次第、機構及び放送大学のウェブサイトに掲載しますので、興味をお持ちの方は是非ご参加ください。

《過去の実施状況》

2015年2月 東 京（放送大学文京学習センター）

2016年2月 大 阪（大阪私学会館）

2017年2月 東 京（放送大学文京学習センター）



※ 機構と放送大学は、生涯学習社会における高等教育の推進という共通の目的の下、相互に協力していくための協定を締結しており、その一環として合同で説明会を開催しています。

《申請資格》

学位授与制度を利用できる人※ (基礎資格を有する者)		基礎資格取得後に 必要な学修期間及び単位数
第1区分	2年制専門学校修了者 *1 2年制短期大学卒業生 高等専門学校卒業生 高等学校等専攻科修了者 *2	大学等で2年以上 62単位以上
第2区分	3年制専門学校修了者 *1 3年制短期大学卒業生 *3	大学等で1年以上 31単位以上
第3区分	大学に2年以上在学し62単位 以上を修得した者	大学等で4年以上 124単位以上 〔左記の大学に在学した期間 および修得した単位を含む〕

※ 大学の学部学生として現に在学している者は申請することができません。

*1) 該当する専門学校修了者は、専修学校「専門課程」修了者のことです。

加えて2年制は総授業時間数1,700単位時間以上、3年制は2,550単位時間以上の課程がそれぞれ該当します。

(単位制及び通信制の学科においては、全課程の修了に必要な総単位数が、それぞれ62単位以上、93単位以上の課程)

*2) 該当する高等学校等専攻科修了者は、高等学校、中等教育学校後期課程または特別支援学校高等部の専攻科の修了者のことです。

加えて、修業年限が2年以上で、かつ文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了していることが必要です。

*3) 短期大学で、第2部(夜間)や通信制の場合、3年制でも第1区分に該当する場合があります。

《審査・試験概要》

申請時期	年2回 ● 4月期申請：4月1日～7日※ ● 10月期申請：9月25日～10月5日※
試験日程	年2回 ● 4月期申請は6月 ● 10月期申請は12月
試験地	東京・大阪
試験の概要	学修成果として、レポート提出者は小論文試験 作品提出者は面接試験(面接試験は東京会場のみで行います)
審査内容と通知	「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」 申請から6か月以内に結果を通知
審査手数料	32,000円

※申請時期は平成30年度の場合です。

◎詳しくは、機構が発行する資料『新しい学士への途』をご覧ください。

WEBサイト

学位授与事業に関する資料

<http://www.niad.ac.jp/>

トップ → 学位の授与 → 新しい学士への途、申請書類等

電話での資料請求

資料の送付を希望する場合は、 **テレメール** を利用して資料請求してください。

自動音声応答電話 ⇒ 050-8601-0101 (IP電話) 一般電話回線からの通話料金は日本全国どこからでも3分毎に約12円です。

《資料請求番号・送料》

資料名	部数	資料請求番号	料金(送料含む)
『新しい学士への途』	1部	488729	250円
『学位授与申請書類』	1部	488730	270円
『新しい学士への途』 および 『学位授与申請書類』	1セット	488731	300円

お問合せ先

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 学位審査課

お問合せ電話番号 ⇒ ☎042-307-1550

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

大学改革支援・学位授与機構は、大学以外で「学士」の学位を授与できる唯一の機関です。

この制度は、短期大学・高等専門学校卒業生、専門職大学前期課程の修了者、高等学校等専攻科修了者、専門学校修了者等が、科目等履修生として大学の単位を修得するなどの方法により一定の単位を積み上げた場合、大学改革支援・学位授与機構の行う審査によって「学士」の学位を取得できる途を開いたものです。(学校教育法第104条第7項に基づき定められた制度です)

※下線部は、平成31年4月1日から施行